平成２４年（フ）第２２３号
愛媛県伊予郡松前町大字西古泉586番地21
債務者　川田ふじ枝
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３７号
愛媛県松山市高浜町６丁目1752番地
債務者　沖野　義彦
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３８号
愛媛県松山市高浜町６丁目1752番地
債務者　福岡　保子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７５号
愛媛県今治市美保町２丁目３番５号、前住所愛媛県今治市室屋町６－４―15井上第２マンション101号、前々住所愛媛県今治市南鳥生町２－３―47第２コーポこうやま102号
債務者　八木　　薫（旧姓新島・清洲・日浅）
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第２４５号
宮崎県児湯郡都農町大字川北15836番地
債務者　山口真由美（旧姓土工）
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４４号
鹿児島県奄美市名瀬春日町21番９―21号
債務者　植田　哲範
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第４６号
宮城県石巻市大瓜字小福地68番地、前住所宮城県石巻市井内字四番160番地の１
債務者　本木　昌央
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
宮城県石巻市鹿妻南１丁目６番２―233号
債務者　三浦　紀子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
長野県茅野市宮川4256番地　中河原荘21号
債務者　中澤　由香
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第６５３号
京都市右京区山ノ内中畑町17番地
債務者　加藤　雅江
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８１３号
京都市下京区万寿寺通富小路西入本上神明町439番地
債務者　佐藤　正雄
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８２２号
京都市伏見区小栗栖中山田町50番地　府営住宅小栗栖西団地26―403
債務者　矢元　清司
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８３２号
京都府城陽市枇杷庄島ノ宮５番地の22
債務者　真継　啓太
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
宮崎県日向市大字日知屋16305番地３　佐藤コーポ201号
債務者　篠原　一博
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１１７号
宮崎県日向市大字日知屋16305番地３　佐藤コーポ201号、住民票上の住所宮崎県日向市大字富高548番地28
債務者　後藤　節子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１７０号
富山市野々上43番地　パールハウス412号
債務者　上野　　功
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８号
兵庫県朝来市山東町柊木337番地１、前住所兵庫県朝来市和田山町寺内784番地24
債務者　奥　　圭介
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係